

第 4 章

法律の特例に関する措置

(学校教育法の特例)

第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。）が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第一項中「及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）」とあるのは「、私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社（次項、第四条第一項第三号、第九十五条及び附則第六条において学校設置会社という。）」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）」と、同法第九十五条（同法第二百三十三条において準用する場合を含む。）中「諮問しなければならない」とあるのは「諮問しなければならない。学校設置会社の設置する大学について第四条第一項の規定による認可を行う場合（設置の認可を行う場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第十三条の規定による命令を行う場合も、同様とする」と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」とする。

【事業の名称】 学校設置会社による学校設置事業

【現行制度の概要】

教育基本法第6条第1項は、「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」と定め、学校教育法第2条はこれを受け、法律に定める法人として「学校法人」のみを定めています。

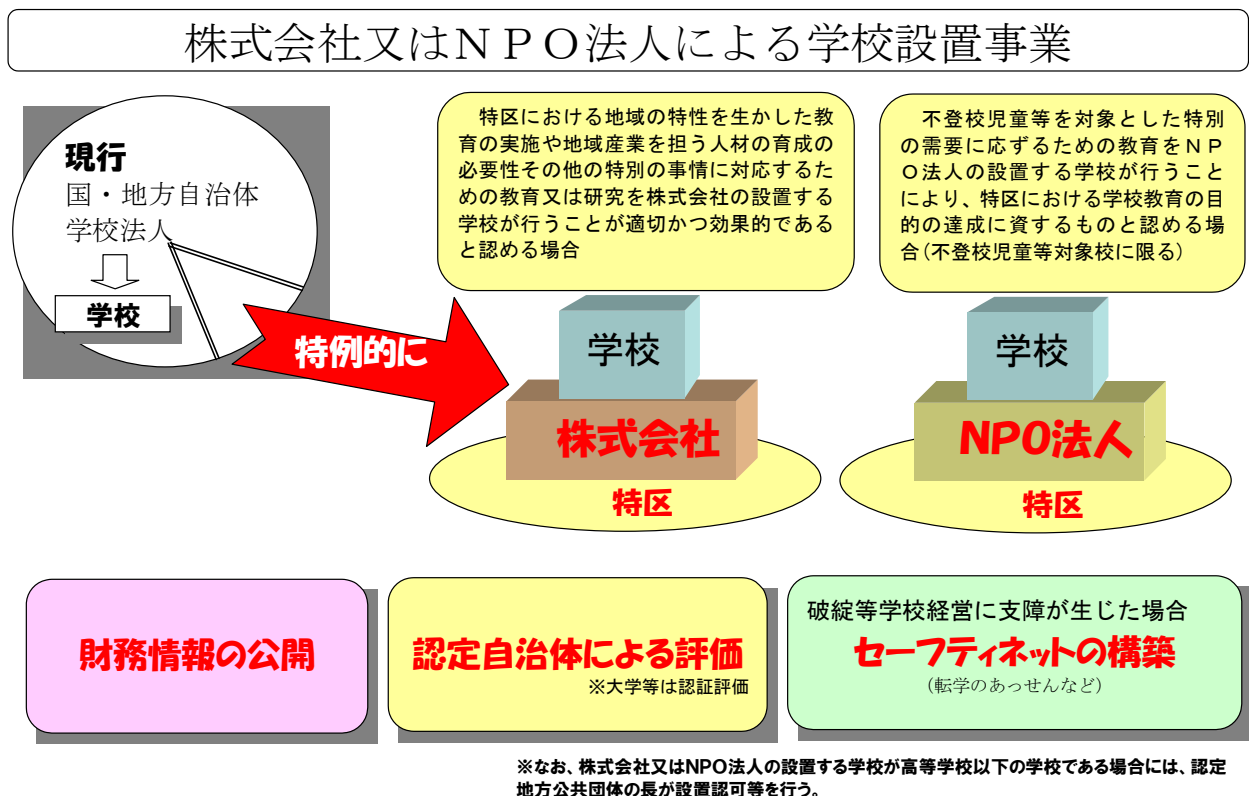
公教育を担う学校教育法に基づく学校の設置主体に、内部組織の強化（理事に学校長を必ず入れることなど）、学校経営に必要な資産の保有、解散時の手続（所轄庁の認可、残余財産の帰属先の制限）を求め、公共的で、安定的・継続的な学校経営を担保する趣旨です。

【特例措置の内容】

地域の産業との連携を図り人材育成や研究の促進を目指すことや、不登校児童生徒などを対象とした既存の取組を活用することなど、地域の特別の教育ニーズに対応し、学校教育の活性化を図るために、構造改革特別区域（以下「特区」という。）において株式会社が学校を設置することを認めるものです。

なお、その際、学校の公共性、安定性・継続性を担保することにより、教育の質の確保と学生・児童・生徒等の利益に配慮することが必要不可欠であることから、株式会社やNPO法人（次条を参照下さい。）に学校の設置を認めるに当たっては、学校経営に必要な資産の保有や役員に学校経営に必要な知識経験を有すること等を求めるとともに、情報公開・評価の実施、セーフティネットの構築等を整備することとしています。

また、高等学校以下の学校については、通常、都道府県が認可を行います。株式会社立の学校は、構造改革特別区域制度の趣旨にかんがみ、認定地方公共団体が当該自治体に第三者機関を設け認可を行うこととしています。



【趣旨】

地方公共団体が、特区において、地域の特性を生かした人材育成その他の特別の事情に応ずるため、株式会社の設置する学校によることが効果的であると認められる場合に、一定の措置を講ずれば、株式会社であっても学校を設置することができるようにし、ひいては多様な住民サービスの提供により地域の活性化を図ろうとするもので

す。

【説明】

- 1 「地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。）が行うことが適切かつ効果的であると認め

て」
どのような場合に地方公共団体が申請できるかについて定めたものです。「地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性」は例示であり、例えば①株式会社が行う不登校児童生徒を対象とした教育施設を学校とするケース、②地域に根差した産業の技術力を活用した研究を行うとともに、当該産業の後継者を育成する観点から、株式会社が大学を設置するケースなど、様々なケースが考えられます。

- 2 設置者要件緩和のための学校教育法の読替え（学校教育法第2条第1項関係）

教育基本法第6条第1項は、学校の設置者を国又は地方公共団体以外には「法律に定める法人」のみに限定しています。この「法律」は学校教育法を指し、同法第2条第1項において「私立学校法に定める学校法人」として具体的に規定されています。

特区においては、学校教育法のうち第2条第1項の規定を読み替えて適用し、一定の要件を満たす株式会社も学校を設置することができるものとします。

なお、「株式会社の設置する学校」は、学校教育法第1条にいう「学校」であることから、学校教育法の規定はもちろん、「学校」に適用される関係法令は、特別な法的措置を伴うことなく、全て適用されることとなります。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（読替え前）

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

（読替え後）

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）、私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社（次項、第四条第一項第三号、第九十五条及び附則第六条において学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。

- 3 学校教育法における「私立学校」としての位置付けに係る読替え規定（学校教育

法第2条第2項関係)

学校教育法第2条第2項は、「私立学校」を「学校法人の設置する学校」と定義していますが、株式会社の設置する学校にも学校教育法上の私立学校に係る規定を適用するため、特区においては、同項を下記のように読み替えて適用するものです。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

第二条 （略）

② この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人又は学校設置会社の設置する学校をいう。

4 学校教育法附則第6条に係る読替え

また、学校教育法附則第6条は「私立の幼稚園は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない」としていますが、当該規定についても、特区においては下記のように読み替えて適用されます。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

附 則

第六条 私立の幼稚園は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人又は学校設置会社によつて設置されることを要しない。

5 認可権者等を認定地方公共団体の長の権限や事務とするための読替え規定（学校教育法第4条第1項関係）

さらに、以下のように学校教育法を読み替え、株式会社立学校（大学・高等専門学校を除く。以下同じ。）の設置認可等の権限や事務を認定地方公共団体の長の権限や事務とすることとしています。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下全日制の課程という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）及び通信による教育を行う課程（以下通信制の課程という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第六十九条の二第二項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園 都道府県の教育委員会

三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園 都道府県知事 （学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）

上記の読替えにより、学校教育法における以下の「都道府県知事」の権限や事務が、株式会社立学校については、認定地方公共団体の長の権限や事務となります。

なお、前述の学校教育法第2条第2項の読替えにより株式会社立学校にも学校教育法上の私立学校に係る規定が適用されます。

① 第10条

私立学校の校長の届出の規定です。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第十条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

② 第14条

私立学校の変更命令の規定です。学校が法令違反等を行った場合には株式会社の設置するものについては、認定地方公共団体の長が変更命令を行うものとするものです。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第十四条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。

③ 第44条

私立小学校の所管の規定であり、幼稚園（第28条）、中学校（第49条）、高等学校（第62条）、中等教育学校（第70条第1項）、特別支援学校（第82条）において準用する場合も含め、株式会社の設置するものについては認定地方公共団体の長の所管に属するものとするものです。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第四十四条 私立の小学校は、都道府県知事の所管に属する。

④ 第54条第3項

高等学校の広域通信制課程（3つ以上の都道府県をまたがって行う通信制高校）の認可を都道府県知事が行う場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出ることとされていますが、第4条第1項の読替えに伴い、認可権者が認定地方公共団体の長に移管されることから、認定地方公共団体の長が届け出るよう取り扱うものです。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第五十四条 （略）

② （略）

③ 市町村の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る第四条第一項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県の教育委員会がこの項前段の政令で定

める事項を行うときも、同様とする。

- ⑤ なお、第13条の私立学校の閉鎖命令の規定についても、読み替えられた第4条第1項により、株式会社の設置する学校に対して認定地方公共団体が命ずることとなります。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第十三条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

- 一 法令の規定に故意に違反したとき
- 二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
- 三 六箇月以上授業を行わなかったとき

2 前項の規定により学校教育法第四条第一項の認可を受けて学校を設置することができる株式会社（以下この条及び第十九条第一項第一号並びに別表第二号において「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。

- 一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
- 二 当該学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。

【説明】

学校法人以外の者である「株式会社」が学校を設置する場合にあっても、公共的かつ安定的で適正な運営が担保されるよう、学校設置会社が備えるべき要件を定めるものです。

第1号の「学校の経営に必要な財産の保有」は、学校を安定的・継続的に運営するために求めるものであり、また、第2号及び第3号の、役員に求められる「必要な知識又は経験」と「社会的信望」については、学校を適切に運営することが期待できない者が、学校の設置者として認められることのないよう、設置する株式会社の役員に一定の資質を求めるものです（これらは、いずれも学校法人についても求めているものです）。

また、第1号に定める施設設備についての「文部科学省令で定める基準」とは、現在既に文部科学省令として制定されている小・中・高等学校等それぞれの設置基準を指すものです。株式会社が設置したとしても学校教育法に定める「学校」である以上、これらの基準がそのまま適用されるものであり、同号は、これらの基準において求め

られている施設及び設備（又はこれらに要する資金）を備えることを資産要件として求めているものです。

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

（資産）

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 （略）

○ 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）

第一 学校法人の寄附行為を認可する場合

三 役員等について

（一） 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められ、かつ、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。

3 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第十三項及び次条第五項において「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。

4 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

【説明】

株式会社については、会社法上、株主や債権者の請求に応じ、貸借対照表、損益計算書及び事業報告を閲覧させることが義務付けられていますが、学校の教育の質等を担保するとともに、設置する学校への入学希望者が適切に学校を選択できるよう、入学希望者からの請求があった場合にも閲覧を義務付けるものです。

なお、本項は、株式会社については、株主や債権者のみならず入学希望者等から請求があった場合にも閲覧させることを義務付ける点で、特例となるものです。

【文部科学省令で定める事項】

第3項及び第4項第2号にいう文部科学省令においては、学校を設置する株式会社が備えるべき業務状況書類等について、その作成期限及び備付けの期間などについて定めています。具体的には、会社法において既に株式会社が備え置くものとされている貸借対照表、損益計算書及び事業報告を毎事業年度終了後3月以内に作成し、各学校に3年間備え置くべきものとしています。また、業務状況書類等が電磁的記録として保存されている場合の閲覧は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法によることとしています。

○会社法（平成十七年法律第八十六号）

（計算書類等の作成及び保存）

第四百三十五条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 （略）

（計算書類等の備置き及び閲覧等）

第四百四十二条 株式会社は、次の各号に掲げるもの（以下この条において「計算書類等」という。）を、当該各号に定める期間、その本店に備え置かなければならない。

一 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第四百三十六条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。） 定時株主総会の日の一週間（取締役会設置会社にあつては、二週間）前の日（第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から五年間

二 （略）

2 株式会社は、次の各号に掲げる計算書類等の写しを、当該各号に定める期間、その支店に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、支店における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

一 前項第一号に掲げる計算書類等 定時株主総会の日の一週間（取締役会設置会社にあつては、二週間）前の日（第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から三年間

二 （略）

3 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 （略）

5 第一項の認定を受けた地方公共団体（以下この条において「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。

【説明】

学校設置会社により設置された高等学校以下の学校については、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、当該学校の教育の質等を担保するための事後チェックシステムの一つとしてその教育状況などについて、特区認定を受けた地方公共団体が評価を行うこととしたものです（その具体的方法については、評価を行う地方公共団体が判断することになります。）。

なお、大学等を設置する場合には、文部科学大臣が設置認可を行うことから、その教育研究の状況については既存の国公立大学と同様に、学校教育法に基づき認証評価機関による評価を受けることとなります。

6 前項の規定による評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

【説明】

前項の第三者評価の結果について、認定地方公共団体が、当該学校へ通知するとともに、これを公表することによって、学校の透明性を確保するとともに、学校の質の向上を図るものです。

認定地方公共団体による評価の結果を当該学校に通知することにより、学校が自主的に教育水準の維持向上に努めることに期待するとともに、広く社会一般に公表することにより、受験生等の利害関係人が学校を選択する上での判断材料の一つとして活用できるようにするのみならず、評価の内容が既存の国公・学校法人立学校にも知られることにより、結果として当該地域の教育全体の活性化につながることも期待されます。

特区認定を受けた地方公共団体による評価は、上記の観点から、できるだけ詳細な公表が望ましいですが、具体的な公開内容、方法等については実際に評価を行う地方公共団体の判断によることとなります。

なお、大学等を設置する場合には、学校教育法に基づき認証評価機関による評価を受け、その結果が公表されることとなります。

7 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。

【説明】

株式会社による学校設置を認めるための申請を行い、認定を受けた地方公共団体に、学校経営が破綻した場合等の必要な措置（セーフティーネット）を講じさせることにより、学生等の修学の維持を図る規定です。

具体的には、認定地方公共団体が当該学校で学ぶ児童生徒、学生等の立場に立って、最も適切な措置を選択すべきであると考えられますが、近隣の学校への転学のあつせんその他には、例えば、当該学校が小・中学校の場合に、できるだけ当該児童生徒の希望にかなった公立学校に受け入れることや、他の学校についての情報を提供することや相談に応ずることなどのきめ細やかな支援が考えられます。

8 認定地方公共団体の長は、第一項の規定により学校教育法第四条第一項の認可又は同法第十三条若しくは第十四条の命令をするときは、あらかじめ、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

【説明】

所轄庁が学校の設置廃止の認可等の権限を行使するに当たっては、公正、適正な判断が求められることから、特区において株式会社が設置する学校について、認可や不利益処分を都道府県知事ではなく当該認定を受けた地方公共団体の長が行うときは、その認可等の行政の適正性、公正性、専門性を確保する観点から当該地方公共団体に置かれる審議会その他の合議制の機関に諮問することとしたものです。

その構成等については、行政の適正性、公正性、専門性を確保することができるものであれば、教育に係る有識者や企業の経営者など、当該地方公共団体の判断に委ねることとしています。

(参考) 審議会等の調査審議の対象について

1. 認可を受けるべき事項に関する事項
 - ① 学校の設置廃止、設置者の変更
 - ② 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制課程、定時制課程及び通信制課程の設置廃止
 - ③ 学校教育法施行令第23条に規定する事項
2. 学校の閉鎖命令に関する事項
3. 学校の変更命令に関する事項

9 認定地方公共団体の長は、第一項の規定により学校教育法第四条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

【説明】

学校教育を行うために必要な事務（教科書の無償給付事務等）の円滑な実施のため、都道府県知事が、当該都道府県内に設置された株式会社立学校を把握できるようにするものです。

10 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

【説明】

私立学校法第6条と同様、所轄庁が教育の調査、統計その他に関する報告を求めることのできる法律上の権限を定めるものです。その形式は報告書に限らず、口頭で報告を徴したり、資料の提出を求めることなども考えられます。

なお、本権限についても株式会社の設置する学校の認可等の権限と同様、認定地方公共団体の長の権限としています。

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）
（報告書の提出）

第六条 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（表一略）

【説明】

学校設置会社に他の法律を適用する場合の必要な読替えを規定するもので、読替え内容の概要は以下のとおりです。

- ① 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替え（教育職員免許法、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法）
- ② 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替え（教育職員免許法、教育職員免許法施行法）
- ③ 学校設置会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替え（地方交付税法、旧軍港市転換法、産業教育振興法、理科教育振興法、学校給食法、

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律)

- ④ 学校設置会社の教職員について、私学共済制度の適用を除外するための読替え(私立学校教職員共済法)
- ⑤ 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替え(著作権法)

1 教育職員免許法の読替え

【説明】

(第2条第3項)

教育職員免許法では、私立学校の教員については都道府県知事が所轄庁とされています。本規定は、学校設置会社の設置する学校の教員については、所轄庁を特区の認定を受けた地方公共団体の長とするものです。なお、特区認定を受けた地方公共団体が都道府県である場合における所轄庁は、都道府県知事となります。

○ 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)(抄)

(読替え後)(下線部が読替えによる追加部分)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律で「所轄庁」とは、大学附置の国立学校(学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。)又は公立学校の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、私立学校の教員にあつては都道府県知事(学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下同じ。))の設置する私立学校の教員にあつては、同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)をいう。

4・5 (略)

(第7条第2項)

学校法人の理事長は、教育職員検定受検予定の私立学校教員から請求があったときは、その者の人物等に関する証明書を発行しなければならないものとされています。本規定は、学校設置会社の代表取締役等について、教育職員検定受検予定の株式会社立学校教員から請求があったときは、その者の人物等に関する証明書を発行しなければならないこととするものです。

○ 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)(抄)

(読替え後)(下線部が読替えによる追加部分)

(証明書の発行)

第七条 (略)

2 国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)の理事長又は学校設置会社の代表取締役若しくは代表執行役は、教育職員検定を受けようとする者から請求があったときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

3 (略)

(第14条の2)

学校法人は私立学校教員が成年被後見人等に該当すると認めるとき等は、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならないものとされています。本規定においては、学校設置会社についても同様としています。

○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

（報告）

第十四条の二 学校法人又は学校設置会社は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めるとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

（附則第5項の表備考第1号、別表第3備考第2号）

教員の検定に当たって、学校の教員として良好な成績で勤務した旨の証明が必要となる場合がありますが、この証明の責任者（実務証明責任者）は、私立学校教員についてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とされています。本規定においては、株式会社立学校教員については学校設置会社の代表取締役等としています。

○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

附 則

5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「別表第八まで」とあるのは、「別表第八まで（別表第三については、附則第五項の規定の適用がある場合を含む。）」とする。

（表省略）

備考

一 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長又は学校設置会社の代表取締役若しくは代表執行役とする。（附則第九項及び第十八項の表の場合においても同様とする。）

二 （略）

別表第三（第六条関係）

（略）
備考 一 （略） 二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長又は学校設置会社の代表取締役若しくは代表執行役とする（別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第三欄の場合においても同様とする。） 三～十 （略）

2 教育職員免許法施行法の読替え

【説明】

実務証明責任者は、私立学校教員についてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とされています。本規定においては、株式会社立学校教員については学校設置会社の代表取締役等とするものです。

○ 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

（従前の規定による学校の卒業生等に対する免許状の授与）

第二条 次の表の上欄各号に掲げる者は、免許法第六条第一項の規定による教育職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授与を受けることができる。

（表省略）

備考 この表中「実務証明責任者」とは、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校の教員にあつては免許法第二条第二項に規定する所轄庁、学校教育法第二条第二項に規定する私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の理事長又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）の代表取締役若しくは代表執行役をいう。

3 地方交付税法の読替え

【説明】

学校設置会社は、道府県又は市町村に標準的に置かれる施設ではないことから、基準財政需要額の算定基礎としない旨規定するものです。

○ 地方交付税法（昭和三十五年法律第二百十一号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

（測定単位及び単位費用）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の下欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の下欄に定めるものとする。

地方交付団体の種類	経費の種類	測定単位
道府県	（略）	（略）
	5 その他の教育費	人口 高等専門学校及び大学の学生の数 私立の学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものを除く。以下同じ。）の幼児、児童及び生徒の数
（略）	（略）	（略）

2 （略）

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
（略）	（略）	（略）
二十六 私立の学	最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の私立の幼稚園、	人

校の幼児、児童及び生徒の数	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（構造改革特別区域法第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するこれらのものを除く。）に在学する幼児、児童及び生徒の数	
(略)	(略)	(略)

4 旧軍港市転換法の読替え

【説明】

旧軍用財産は、学校教育法第1条に規定する学校の用に供するときは、当該公共団体又は学校の設置者に対して、時価の5割以内において減額した対価で譲渡することができるものとされています。

学校設置会社の設置する学校については、こうした国による旧軍用財産の減額譲渡の対象としないことから、減額譲渡の対象外とする旨規定するものです。

○ 旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

（特別の措置）

第四条 国は、旧軍港市転換事業の用に供するため、旧軍港市の都市計画の区域内において有する旧軍用の土地、施設その他の財産（以下「旧軍用財産」という。）を、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭和三十二年法律第七十四号）の例により、処理することができる。この場合において同法第二条第一項及び第三条第一項の規定は、それぞれ第一号及び第二号のように変更するものとする。

一 旧軍用財産は、公共団体において医療施設、社会事業施設若しくは引揚者の寮の用に供するとき又は学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものを除く。）の用に供するときは、当該公共団体又は学校の設置者に対して、時価の五割以内において減額した対価で譲渡することができる。

二 (略)

2 (略)

5 産業教育振興法の読替え

【説明】

産業教育の振興を図るため、国は公立又は私立の高等学校等における産業教育のための実験実習の施設又は設備等で政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、設置者に対し、予算の範囲内において補助することができることとされています。

学校設置会社の設置する学校については、こうした国庫補助の対象としないことから、国庫補助の対象外とする旨規定するものです。

○ 産業教育振興法（昭和三十六年法律第二百二十八号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

（私立学校に関する補助）

第十九条 私立学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものを除く。次項において同じ。）に関する国の補助については、第十五条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第一項第一号中「中学校」とあるのは「中学校又は高等学校」と、同項第二号中「施設」とあるのは「施設又は設備」と、同条第二項第一号及び第二号中「都道府県の教育委員会」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

6 理科教育振興法の読替え

【説明】

理科教育の振興を図るため、国は公立又は私立の小中学校等における理科教育のための設備等で政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の2分の1を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することとされています。

学校設置会社の設置する学校については、こうした国庫補助の対象としないことから、国庫補助の対象外とする旨規定するものです。

○ 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

（国の補助）

第九条 国は、公立又は私立の学校 （構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものを除く。以下この条において同じ。） の設置者が、次に掲げる設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

- 一 小学校、中学校又は高等学校における理科教育のための設備（算数又は数学に関する教育のための設備にあつては、標準的なものとして備えられるべき教材以外のもので、当該教育のため特に必要なものとする。）
- 二 理科教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行う大学が当該現職教育又は養成のために使用する設備

2・3 (略)

7 私立学校教職員共済法の読替え

【説明】

私立学校教職員共済法附則第10項は、学校教育法第102条と同じく、法制定時に個人立の幼稚園が現に存することを念頭に置いて、その教職員については特例的に私学共済の加入者として扱うこととしたものです。仮に、学校設置会社の設置する学校の教職員に私学共済制度を適用することとした場合、同一法人内に健康保険及び厚生年金の適用を受ける者と私学共済の適用を受ける者が併存することとなり、法人内における人的流動性を阻害することとなるなどの不都合が生じるため、学校設置会社の設置する学校の教職員については私学共済制度を適用しない（通常の株式会社におけるのと同様に健康保険及び厚生年金を適用）こととする旨規定するものです。

○ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

附 則

（学校法人とみなされるもの）

10 私立の幼稚園を設置する者 （構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。） は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、

学校法人とみなす。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第一百零二条 私立の幼稚園は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない。

② 私立学校法施行の際現に存する私立学校は、第二条第一項の規定にかかわらず、私立学校法施行の日から一年以内は、民法の規定による財団法人によつて設置されることできる。

8 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の読替え

【説明】

義務教育の政治的中立性を確保し、これに従事する教職員の自立性を擁護するため、特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動を行った者に対して罰則が科されているものです。当該処罰の請求権は義務教育諸学校における教育に責任を持つ公的機関である所轄庁に付与されており、株式会社の設置した学校については所轄が特区認定を受けた地方公共団体の長とされるため、当該長に請求権を与える旨規定するものです。

○ 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第五十七号）
（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

（処罰の請求）

第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、次に掲げるものの請求がなければ公訴を提起することができない。

一・二 （略）

三 私立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を所轄する都道府県知事（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものにあつては、当該学校を所轄する同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）

2 （略）

9 学校給食法の読替え

【説明】

学校給食の普及充実に図るため、国は私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができることとされています。

学校設置会社の設置する学校については、こうした国庫補助の対象としないことから、国庫補助の対象外とする旨規定するものです。

○ 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）（抄）

（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）

（国の補助）

第十二条 国は、私立の義務教育諸学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。）に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

2 （略）

10 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の読替え

【説明】

夜間課程を置く高等学校における夜間学校給食の普及充実に図るため、国は夜間課程を置く私立の高等学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、夜間学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができるものとされています。

学校設置会社の設置する学校については、こうした国庫補助の対象としないことから、国庫補助の対象外とする旨規定するものです。

- 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）（抄）
（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）
（国の補助）

第六条 国は、夜間課程を置く私立の高等学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。）に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、夜間学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

1 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の読替え

【説明】

私立学校の所轄庁である都道府県知事は、私立学校に関する事務を管理し、執行するにあたって、都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができるものとされています。

学校設置会社の設置する学校については、所轄庁が特区認定を受けた地方公共団体の長とされるため、当該長が認定を受けた地方公共団体の教育委員会に対して、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる旨規定するものです。

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第六十二号）（抄）
（読替え後）（下線部が読替えによる追加部分）
（都道府県知事に対する都道府県委員会の助言又は援助）

第二十七条の二 都道府県知事（学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）の設置する私立学校に関する事務にあつては、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）は、第二十四条第二号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会（学校設置会社の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会）に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

1 2 著作権法の読替え

【説明】

（第35条第1項）

学校設置会社の設置する学校の教育を担当する者及び授業を受ける者についても、著作権法第35条第1項が適用されることを定めるものです。

- 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）
（読替え前）
（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 （略）

（読替え後）

（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除き、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十八条第一項において同じ。）の設置する学校を含む。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 （略）

（第38条第1項）

学校設置会社が、公衆又は観衆から料金を受けずに教育又は研究目的で利用する場合には、著作権法第38条第1項が適用されることを定めるものです。

○ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（読替え前）

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2～5 （略）

（読替え後）

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆若しくは観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用する場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2～5 （略）

12 第三項又は第四項の規定に基づき文部科学省令を制定し、又は改廃する場合には、当該文部科学省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

【説明】

文部科学省令において、学校を設置する株式会社が備えるべき業務状況書類等の作成期限及び備え付けの期間などを定めていますが、第3項及び第4項で規定する業務状況書類等の作成・備置、閲覧の義務は第13項の規定により罰則をもって担保され

るものであることから、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において所要の経過措置を定めることができることとしたものです。

13 第三項の規定に違反して業務状況書類等を備えて置かず、業務状況書類等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四項各号の規定による請求を拒んだ学校設置会社の取締役、執行役又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

【説明】

第3項及び第4項の規定に違反した学校設置会社の取締役、執行役又は清算人は、20万円以下の過料に処する旨規定したものです。